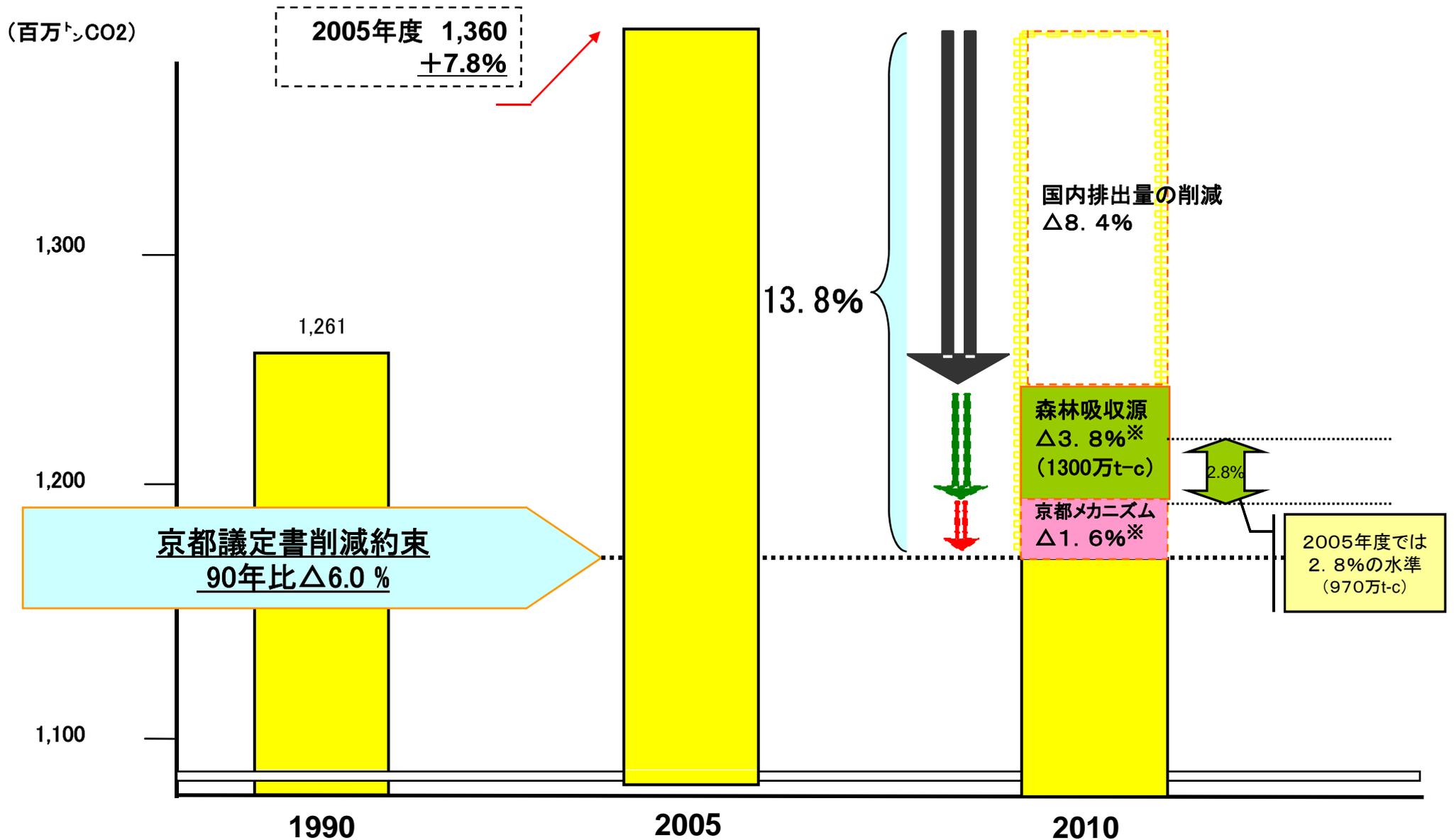


森林吸収源対策について

① 我が国の温室効果ガス排出量の推移及び見通し



※ 目標達成計画に定められた目標

② 各国の森林吸収量の算入上限値

我が国の森林吸収量は、1300万炭素トン認められているが、この数値は、国際交渉の結果他国に比べ、特例的に大きな上限値として認められたものである。

	削減目標	森林吸収量(基準年排出量比)(A)	森林面積(B)	A/B
ロシア	0%	3300万炭素トン(4.0%)	809万km ²	4.1炭素トン/km ²
カナダ	6%	1200万炭素トン(7.2%)	310万km ²	3.9炭素トン/km ²
ドイツ	8%	124万炭素トン(0.4%)	11万km ²	11.3炭素トン/km ²
フランス	8%	88万炭素トン(0.6%)	16万km ²	5.5炭素トン/km ²
イギリス	8%	37万炭素トン(0.2%)	3万km ²	12.3炭素トン/km ²
日本	6%	1300万炭素トン(3.8%)	25万km ²	52.0炭素トン/km ²



我が国の森林吸収量は他の締約国から厳しいチェックを受けることとなる

③ 京都議定書で森林吸収源と認められる森林(京都議定書3条3項、4項)

京都議定書で認められる森林は、1990年以降の人為活動が行われた森林で、「新規植林」、「再植林」、「森林経営」によるもののみ。新たな森林造成の可能性が限られている我が国においては「森林経営」による吸収量が大宗を占めることになる。

- 新規植林: 過去50年来森林がなかった土地に植林

対象地域はごくわずか



1962年



1990年



2012年

- 再植林 : 1990年時点で森林でなかった土地に植林

対象地域はごくわずか



1962年



1990年



2012年

- **森林経営**: 持続可能な方法で森林の多様な機能を十分に発揮するための一連の作業

人為活動の確保が課題



1962年



1990年



2012年

※ 過去に植林を進めてきた国については、新たな土地に植林する余地は乏しいが、これからも温暖化対策に貢献しうる点を評価し「森林経営」も組み込むこととされた。

④ 我が国の森林経営の考え方とその対策の方向

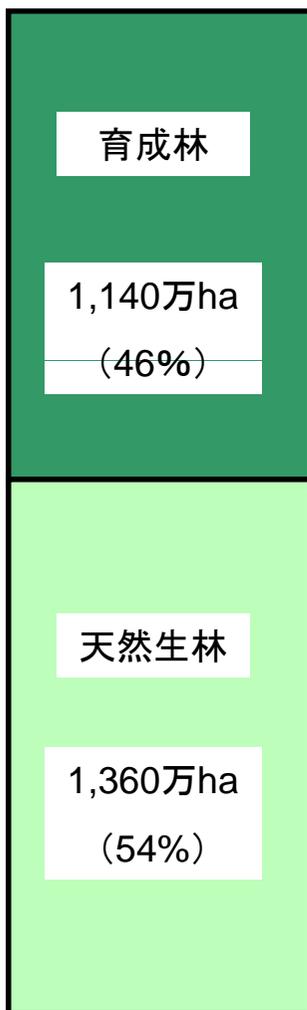
森林吸収源として算入の対象になる「森林経営」の考え方については、京都議定書等に基づき、森林経営の現状等を踏まえ、育成林、天然生林について、以下のように整理。(平成18年8月30日に条約事務局へ考え方を報告)

<我が国の森林>

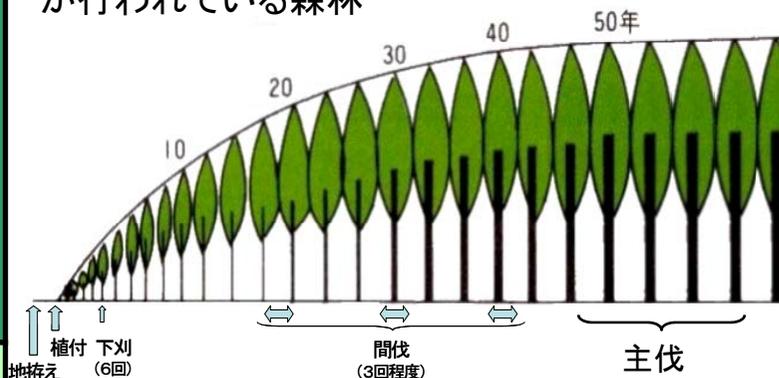
育成林

<森林経営の考え方>

<対策の方向>



「森林を適切な状態に保つために1990年以降に行われる森林施業(更新(地拵え、地表かきおこし、植栽等)、保育(下刈、除伐等)、間伐、主伐)」が行われている森林



間伐等の森林整備を推進し、森林経営対象森林の割合を増やす。

天然生林

「法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置」が講じられている森林



保安林指定を推進するなど保護・保全措置がとられている天然生林を増やす。

計: 2,500万ha (2010年時点の面積)

⑤ 1300万炭素トン確保のために追加整備が必要な森林面積(試算)

1300万炭素トン確保のためには、110万炭素トンの更なる確保が必要
(2005年度の森林吸収量は、基準年排出量比2.8%に相当する970万炭素トン(3,500万二酸化炭素トン)の水準)

○ 育成林～実地調査等により、樹種別、齢級別に「森林吸収源算入対象森林」の割合を把握～

① 1990年(H2)以降間伐等の手入れがされており、第1約束期間最終年の2012年(H24)までに新たな森林施業を行わなくても「算入対象森林」となるもの

450万ha

② 現在の森林整備状況を踏まえ、現行の予算水準を前提に、新たな森林・林業基本計画に基づく森林づくりなど、コストダウンを図りながら、間伐等の手入れを行うことによって、2006～2012年(H18～24)の7年間で「算入対象森林」となるもの

225万ha

450万ha+225万ha=675万ha

吸収量 : 675万ha × 単位面積吸収量(1.35t/ha) = 910万t

↓
910万炭素トン

○ 天然生林

法令等に基づく伐採・転用規制等保護・保全措置がとられている面積

・2008年(H20)までに国有林を中心として保安林面積の拡大に最大限努力し、現在の見込みの590万haから70万haを追加(合計:660万ha)

吸収量:

660万ha × 単位面積吸収量(0.42t/ha) = 280万t

↓
280万炭素トン

110万炭素トン
の更なる確保が必要

1300 - (910 + 280) = 110

↓
毎年20万ha、
6年間で120万haの
森林整備の追加が必要

⑥ 地球温暖化防止森林吸収源対策の取組

森林吸収量の目標達成に向け、対策の初年度である平成19年度において、平成18年度補正予算を併せ、23万haに相当する追加予算(765億円)を計上

① 平成18年度補正予算 530億円 【概ね15万haの整備】

災害に強い森林づくりに向けた間伐等を緊急的に実施

② 平成19年度当初予算 235億円 【概ね8万haの整備】

- 省を挙げた森林吸収源対策の加速化
 - ・ 林野公共予算における森林整備への重点化 (65億円)
 - ・ 水産基盤整備事業と連携した「漁場保全の森づくり事業」 (100億円)
 - ・ 農業農村整備事業と連携した「農業用水水源地域保全整備事業」 (50億円)
- 美しい森林への再生モデル事業の創設 (20億円)
未整備森林の解消に向けた、定額助成方式によるモデル的な取組

平成20年度以降についても、引き続き毎年20万haの追加整備を確実に実施していくため、国民の理解を得つつ、安定的な財源の確保等に向けた取組が必要

⑦ 美しい森林づくり推進国民運動の展開

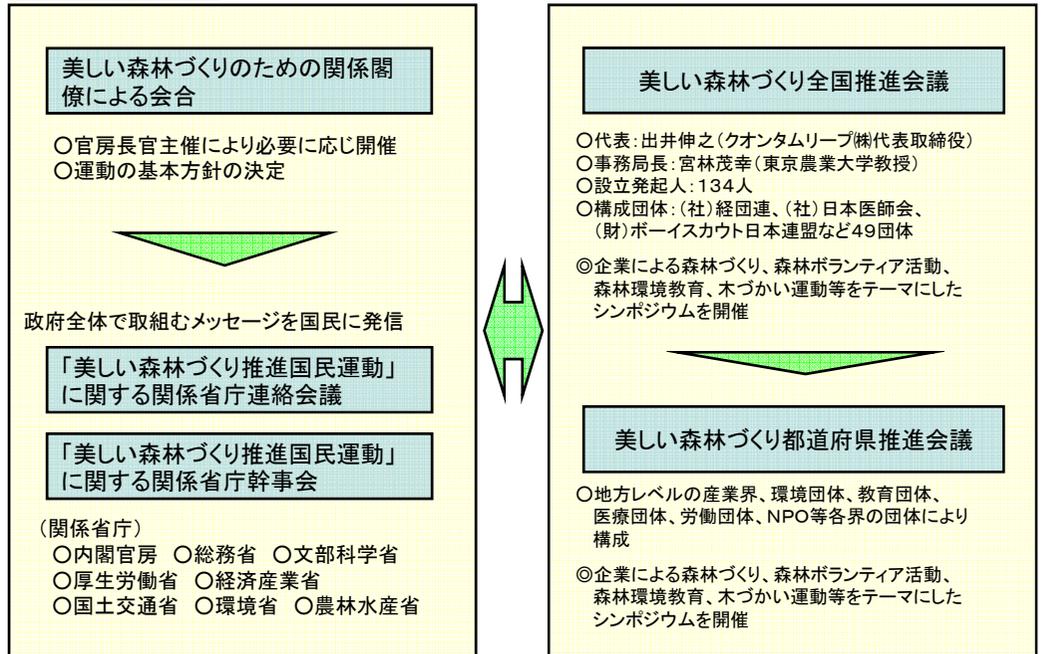
経緯

- 19年 2月 9日 閣僚懇談会での総理指示
「政府一体となって『美しい森林づくり』に取り組んでいく必要がある」
- 2月23日 内閣官房長官主催の「美しい森林づくりのための関係閣僚による会合」
- 3月29日 第1回関係省庁連絡会議(議長:内閣官房副長官補)
- 6月 1日 第1回「美しい森林づくり全国推進会議」(代表:出井伸之ソニー(株)最高顧問)の設立
全国推進会議と内閣総理大臣との意見交換会
- 7月 6日 第2回関係省庁連絡会議
- 10月 2日 地球温暖化対策推進本部
「京都議定書目標達成計画の見直しに向けた基本方針」において、森林吸収源対策として「美しい森林づくり推進国民運動」の展開を決定



全国推進会議で挨拶する出井代表

推進体制



運動内容

◎森林所有者に対する取組み

- ・農山村地域での働きかけ(森林組合を中心に、自己所有林の現状把握と具体的施業計画の策定の推進)
- ・不在村者(327万haを所有)に対する「自分の山再発見運動」の呼びかけ

◎幅広い国民の参画

- ・民間企業に対する協力の呼びかけ
(社内外ボランティアの森林づくり、自社所有林の整備による森林づくり、基金等を活用した森林づくりの推進)
- ・NPOと連携した取組
(森林ボランティア活動への国民参加の呼びかけ、森林環境教育の推進)
- ・農山村住民への働きかけ
(里山整備の推進)

◎「木づかい運動」の推進

- ・国産材利用の拡大

取組状況

◎農林水産省幹部による全国キャラバンの実施

熊本県阿蘇市ほか8都市

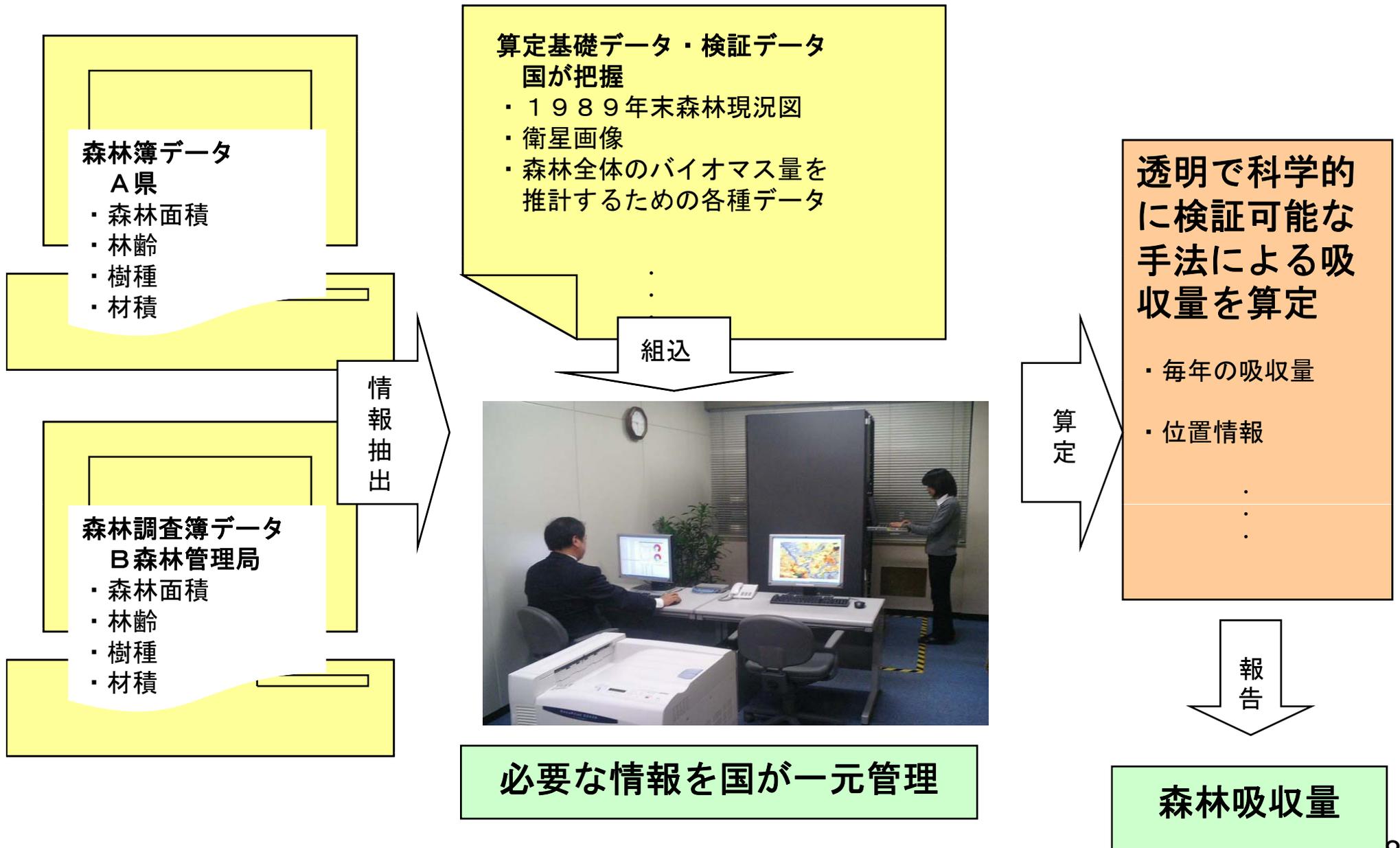
◎広報の積極的な展開

- ・全日空全便の機内上映で周知(4月1日~5月31日)
- ・「美しい森林づくりニュース」の配信(森林ボランティア団体等へメール配信:約5万件)
- ・新聞広告(アニメキャラクター“ゲゲゲの鬼太郎”を活用し、読売新聞朝刊全国版(6月1日~6月3日)に広告を掲載)
- ・ホームページ・メールマガジン
(政府インターネットテレビで「美しい森林づくり」シリーズを掲載)
- ・メディアミックス
(インターネットテレビ3本、パンフレット作成、バナー広告)

◎国民運動の推進

- ・地方推進組織の整備(現在、30道府県において設立を予定)
- ・民間サポーターの募集
(企業回りの実施、ダイレクトメールの発出を予定)

(参考1) 森林吸収量の算定・報告体制



(参考2) 京都議定書に基づく森林吸収量の報告について

報告に係るスケジュール

